

## 太田市私立幼稚園災害等被災者保育料免除補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育施設を除く。以下「幼稚園」という。）の設置者（以下「設置者」という。）が非常災害等により甚大な被害を受けた保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、園児を現に監護するものをいう。以下同じ。）に係る園児（以下「対象園児」という。）の保育料を免除する場合に、当該設置者に対し、太田市私立幼稚園災害等被災者保育料免除補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金に関する規則（平成17年太田市規則76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育料を免除する場合の補助金の交付)

第2条 市長は、設置者が対象園児の保護者に対し保育料を免除する場合に補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象園児の年額の保育料から当該年度分の施設等利用費（子ども・子育て支援法の規定に基づく施設等利用費をいう。以下同じ。）及び群馬県私立高等学校等震災被災者就学支援事業費補助金交付要綱（平成23年6月2日群馬県制定）に規定する群馬県私立高等学校等震災被災者就学支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）の額を差し引いて得た額とする。ただし、年度の途中において対象園児となった場合は当該対象園児となった日の属する月から当該年度末までの月数の保育料の額から施設等利用費及び県補助金の額を差し引いて得た額、対象園児でなくなった場合は当該年度の最初の月（年度の途中において対象園児となった場合は、当該対象園児となった日の属する月）から当該対象園児でなくなった日の属する月までの月数の保育料の額から施設等利用費及び県補助金の額を差し引いて得た額とする。

(添付書類)

第4条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園災害等被災者保育料免除補助金に係る事業計画書（様式第1号）
- (2) 私立幼稚園災害等被災者保育料免除に関する調書（申請書）（様式第2号）
- (3) 保育料の額を明らかにした書類

(保育料免除に係る事務の取扱い)

第5条 規則の規定により補助金の交付の決定を受けた設置者は、保育料免除に係る事務

の取扱いを毎年3月31日までに市長に報告するものとする。

(証拠書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業等に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月9日から施行し、改正後の太田市私立幼稚園災害等被災者保育料免除補助金交付要綱の規定は、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度における補助金の額についての改正後の第3条の規定の適用については、同条本文中「当該年度分の施設等利用費（子ども・子育て支援法の規定に基づく施設等利用費をいう。以下同じ。）」とあるのは「令和元年度における私立幼稚園就園奨励費補助金、施設等利用費（子ども・子育て支援法の規定に基づく施設等利用費をいう。以下同じ。）」と、同条ただし書中「施設等利用費」とあるのは「令和元年度における私立幼稚園就園奨励費補助金、施設等利用費」とする。